PCグリーンラベル適用申請書
記入マニュアル
【2009 年度 企業審査編】

1. 適用申請書

- 申請会社名：自社ブランドで日本国内に出荷する会社の名称
- 社印：公式の法人登録印とする
- 申請責任者名：本制度に関して何らかのトラブルが発生しても、対外的に責任がとれる人（当該企業で取締役以上の事業責任者が望ましい）
- 下記を添付資料として提出する
  - 会社の登記簿謄本（PC3R 正会員は不要）
  - 「製品審査」を申請する予定のある事業所(企業)は、別紙の補足説明欄に記載する

2. チェックリスト

「基準を満たす」場合は✔を記入する。エビデンスとして提出する資料のトップシートには、該当する項を記載する（例：C-2(1)①a）。

ホームページに掲載した情報を資料などにする場合は、資料は添付せずに別紙の該当する項にURL を記載する。

前回の企業審査で提出した資料に変更がない場合は、資料は添付せずに別紙の該当する項にその旨を記載する（記載例：2007 年度企業審査申請資料と同じ）。

C-1 (1)環境管理システム

下記のいずれかに適合していることを示す資料を添付のこと

- 申請会社のパソコンの開発または最終組立を担当する事業所名（OEM 生産会社を含む）を明示すると共に、全事業所が ISO 14001 を取得していれば、基準を満たしていると判断する。なお、登録証（申請時に有効期限内であるもの）の写しを添付すること。
- ISO 14001 を取得していないが、それと同等レベルの環境マネージメントを構築・運用している場合は、その内容を示す環境報告書などの資料を添付すること（日本語/英語どちらでも可）

C-1 (2)オゾン層破壊物質

- 「直接製品納入業者」というのは、OEM 先のことを意味する。
- オゾン層保護法で規制される化学物質とは、CFC、HCFC、臭化メチル、ハロン、HBFC、四塩化炭素、1.1.1-トリクロロエタンを指す。
- 製造工程及びリサイクル工程での使用とは、洗浄剤などの部品や製品の製造・リサイクルのために直接使用されるものを対象とする。

C-1 (3) 事前評価

下記のいずれかの資料を添付のこと

- アセスメントを実施していることを示す資料を添付のこと
  「環境報告書」「デザインチェックリスト」などでの代用も可

  「環境設計ガイドライン」準拠ではなく、独自に実施している場合には、実施内容を示す資料を添付のこと(様式自由)

- 「環境設計ガイドライン」は下記 URL からダウンロードできる。

  http://home.jeita.or.jp/ce/guideline/pc/DfE_assessment.pdf

C-1 (4)リデュースを配慮した体制

- 5年間以上の修理体制をもっていることを示す資料を添付のこと
  例えば、「取扱説明書」「マニュアル」などの写しでも可

C-1 (5)回収及び適正処理

- 家庭系及び事業系パソコンについて、下記のいずれかの許認可が取得できていれば「✔」とし、そのエビデンスを添付する
  - 「廃棄物処理法の広域再生利用指定制度又は広域認定制度の認定証」
  - 「廃棄物処理法の収集・運搬及び処理の許可証」
- 業務提携などにより対応する場合は、提携先が上記のように許認可証を取得できているというエビデンスを添付する
- リサイクル処理の委託先企業については、定期的に監査または確認を行うということを明示している資料を添付すること(一次委託先の範囲で可)

C-2 (1)ユーザーに対する情報提供

- ①a については、製品の安全な使用方法が記載されている取扱説明書の該当ページの写しなどを添付する

  ①b については、使用済みパソコン回収の問合せ窓口、処理方法が掲載されているホームページなどの写しを添付する
- ②については、修理条件、アップグレード、問合せ窓口が記載されている取扱説明書あるいはホームページの写しなどを添付する。なお、②b のアップグレード性については、ディスプレイは対象外とすることも可
- ③については、使用済パソコンの回収状況処理、再資源化の状況は掲載されているホームページの写しを添付する。なお、初回申請に限り除外する
- ④については、環境報告書などの資料を添付すること(日本語/英語どちらでも可)。環境報告書などを発行していないが、環境方針やリサイクルに関する情報がホームページに掲載されていれば「✔」とする。

C-2 (2) 自治体に対する情報提供

- 自治体に適切な情報(引取条件)が提供されていることを明示する資料を添付する

C-2（3）保守関連企業（部門）に対する情報提供

- 情報提供内容を示す資料を添付のこと
  修理マニュアルが存在するという該当部分を資料として添付する

C-2（4）リサイクル・処理企業に対する情報提供

- ①については、リサイクル・処理企業が使用済パソコンを適正処理できるように、解体・処理の手順などに関する適切な情報提供が出来ていれば「✔」とし、関連書類を添付する。

  情報提供方法は、各社ホームページでの情報公開あるいはリサイクル・処理企業からの要求に応じての情報（資料）提供のいずれかとする。
- ②については、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）に関する含有情報が、「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法（JIS C 0950）」に基づき、ホームページに掲載されていれば「✔」とし、ホームページの写しを添付する。